

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大紀町長 服部 吉人

市町村名 (市町村コード)	大紀町 (24471)
地域名 (地域内農業集落名)	藤成谷 (藤の上、藤の下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落においては、農業従事者の高齢化が問題になって遊休農地増加が懸念されています。これ以外にも中山間立地上獣害被害が多発し、取れ高の減少も懸念されています。又中山間故畔法面の草刈り作業等の安全性の向上が求められています。

(2) 地域における農業の将来の在り方

昨今の異常気象等による自然災害を最小限に抑えるための、水路保全、畦法面管理、獣害被害の予防対策を向上させ、収量の向上を図る。遊休農地を増加させないために、担い手健康管理を集落で共有し、水分補給、休養を十分に確保することを確認する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落耕作者の意向に沿った集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大区画等は、中山間農地のため潤沢な資金が必要だが集落協議の上、支援制度が整えば取り組むこととする。今後の維持管理を見て支援制度によっては必要かどうか検討したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者のために遊休農地の管理、農機具等メンテナンス講習会の参加、集落協議の上取り組むこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ジャンボタニシの、侵入など農作物被害の不安もあるため、集落協議の上必要があれば活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①防御機器の動作確認の徹底、防護柵の見回り確認の実施
- ②安心作物の提供に努め収益の向上を図る
- ⑦農業機械の日常点検を実施して故障の軽減、安全確保で支出の低減を図る